

「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方
(作業の手引き)抜粋」(平成29年1月27日付け内閣府より送付)

見直しの要否の基準（「支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、教育・保育の量の見込みと大きくかい離している場合」の解釈等）

基本指針においては、「法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、・・・当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。」としているところ、平成28年4月1日時点の支給認定区分ごと（3号認定については、0歳児と1・2歳児ごと。以下同じ。）の子どもの実績値が、市町村計画における量の見込みよりも10%以上のかい離がある場合（実績値／量の見込み≤90%、110%≤実績値／量の見込みとなる場合）には、「支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、教育・保育の量の見込みと大きくかい離している場合」に該当し、原則として見直しが必要となる。

また、10%以上のかい離がない場合についても、

- ① 平成29年度末以降も引き続き受け皿の整備を行わなければ、待機児童等の発生が見込まれる場合 又は、
- ② 既に市町村計画において年度ごとに設定した目標値を超えて整備を行った年度がある場合

には、「大きくかい離している場合」に準じて、見直しを行うものとする。

なお、形式的には上記の場合に該当するものの、既に計画を見直している場合など、特別の事情がある場合には、見直しを行わないこともできる。また、上記には該当しない場合であっても、各市町村の判断により、見直しを行うことは差し支えない（実績値>量の見込みとなる場合には、見直しを行うことが望ましい）。

（参考）教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成二十六年内閣府告示第百五十九号）

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

六 その他

3 子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

（略）

法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、二の2の（一）又は四の2の（一）により定めた当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。都道府県においても、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の見直しを行うこと。なお、この場合において見直し後の子ども・子育て支援事業計画の期間は、当初の計画期間とすること。